

2025 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO
 ボブ・ホワイト
 (コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 バイスプレジデント 櫻井 隆明
 (TEL. 042-642-2111(代))

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

2020年4月3日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」にてお知らせしました、当社個人株主1名が当社取締役及び元取締役並びに元監査役に対し、当社への損害賠償の支払を請求した株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、本日、控訴審判決が言い渡されましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 2025年9月25日

2. 判決の内容

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用及び当審における補助参加によって生じた費用は、控訴人の負担とする。

3. 訴訟の経緯

本件訴訟は、当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. が、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認又は黙認したこと等により発生した損害につき、当時当社の取締役及び監査役であった者11名（以下「被告ら」といいます。）に任務懈怠があったとして、被告らに対し、連帯して、総額16億円及びこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものとして提起されました。2020年5月1日付け「株主代表訴訟への補助参加に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、原告の請求には理由がないものと判断し、また、本件訴訟では、当社の意思決定プロセスや内部統制システムのあり方等が争点となると想定されたことから、当社としては、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、被告ら側に補助参加しました。

なお、第1審の審理期間中、原告は被告らのうち2名に対する訴えを取り下げました。

2024年12月5日付け「株主代表訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日東京地方裁判所は、原告によるすべての請求を棄却しましたが、原告はそれを不服として、

被告 9 名について、2024 年 12 月 20 日に東京高等裁判所に控訴をいたしました。その後、控訴人（原審原告）は、2025 年 3 月 12 日、被控訴人（原審被告）のうち 4 名に対する控訴を取り下げたため、残りの被控訴人 5 名に対してのみ、本件訴訟が係属していました。

本日、東京高等裁判所は、上記のとおり控訴人の控訴をすべて斥ける判決を下しました。

4. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して開示すべき事象が発生した場合、速やかにお知らせいたします。

以上